

海上輸送の安全にかかわる情報

(平成29年度)

国土交通省海事局

目 次

はじめに	1
1 立入検査の状況	2
2 命令に係る事項	3
3 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項	
(1) 船舶事故等の発生状況	6
(2) 船種別事故等の発生状況	7
(3) 主な指導内容	9

はじめに

本報告書は、「海上運送法第19条の2の2」及び「内航海運業法第25条の2」に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表するものであり、「海上運送法施行規則第19条の2」及び「内航海運業法施行規則第17条の2」に定める以下の情報を記載しています。

- 立入検査に係る事項
- 命令に係る事項
- その他輸送の安全に重大な関係を有する事項

1 立入検査の状況

平成29年度は、旅客船及び貨物船の船舶運航事業者等の船舶及び事業場に対して2,906件の立入検査を実施しました。

立入検査の結果、問題等が認められた事業者に対する処分等（指導を含む。）は41件であり、うち3件については「海上運送法に基づく輸送の安全の確保に関する命令」を発出しました。

立入検査実施状況及び処分状況

(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事故発生時等の立入検査（注①）実施件数	110	89	63
通常時の立入検査（注②）等実施件数	2,409	2,979	2,843
合計	2,519	3,068	2,906
処分等実施件数（注③）	35	49	41
うち、安全確保命令発出件数（注④）	6	3	3

注①：事故発生時などに緊急に行われる検査

注②：通常時定期的に行われる検査

注③：輸送の安全確保に関する指導又は処分を行った件数

注④：安全確保に関する命令（処分）を発出した件数

※ 国土交通省では、適切な船舶の運航管理を通じ、旅客船及び貨物船の輸送の安全を確保するため、全国の地方運輸局等に配置された運航労務監理官が、通常時から定期的に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者等に対してその業務に関する報告を求めるほか、船舶運航事業者等が運航する船舶及び事業場に対して立入検査を実施するなどの監査を行っています。

特に、船舶事故が発生した場合等には、海上保安庁等と連携しつつ、迅速に特別監査と称する立入検査を実施し、海上運送法又は内航海運業法の違反の有無、事故原因の究明を行い、安全管理体制の再構築や運航管理の徹底等のため、法令に基づく関係者の処分や指導など再発防止に努めています。

2 命令に係る事項

平成29年度は、「輸送の安全を阻害している事実がある」と認められた事案3件に対して、海上運送法第19条第2項に基づき、「輸送の安全を確保するため必要な措置」をとるよう命令を発しました。これら事案については、以下のとおりです。

事案1 海上タクシーが沖防波堤に衝突し負傷者が出た事故を受けて発出した命令

【事業者概要等】

事業者名等 : 内野辰男（人の運送をする内航不定期航路事業）
発出年月日 : 平成29年6月30日
所管運輸局 : 九州運輸局

【事故概要】

平成29年5月14日、長崎県佐世保市黒島町黒島港沖防波堤付近において、海上タクシー「さくら」（総トン数12トン）が沖防波堤に衝突し、乗客7名が負傷した。

【原因】

夜間に目視のみで見張りを行い、沖防波堤の位置を確認できず、漁火のいずれかを沖防波堤にある簡易標識灯と誤認し航行した。

【命令内容】

1. 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全確保に万全を期するため、船体等の損傷状況の確認を入念に行い、船舶の安全性が確認できない状況にあっては帰港着岸し、二次災害防止のために船舶の運航を行わないこと。
2. 船長は、自船に事故が発生したときは、速やかに海上保安官署及び運航管理補助者に連絡し、船長及び運航管理補助者は、海上保安官署に措置への助言を求めるとともに「官公署連絡表（医療機関連絡表）」に基づき連絡をとること。

【改善措置の確認】

- 上記の命令に従い改善措置を実施していることを九州運輸局において確認した。

事案2 旅客船が進入灯台に接触し負傷者が出た事故を受けて発出した命令

【事業者概要等】

事業者名等 : (株)OMこうべ (一般旅客定期航路事業)
発出年月日 : 平成29年9月7日
所管運輸局 : 神戸運輸監理部

【事故概要】

平成29年7月26日、関西空港から神戸空港向け航行中の旅客船「そら」(総トン数84トン)が、神戸空港沖に設置されている進入灯台に接触し、乗組員及び乗客合わせて15名が負傷した。

【原因】

航路の途中から、レーダー等を使用せず自船の位置の確認を怠った。適切な見張りの確保を怠り、進入灯台の発見が遅れた。

【命令内容】

1. レーダー等により常に自船の位置を把握する等、適切な操船を行うこと。
2. 上記1. 及び事故の処理に関し、自社の安全管理規程第50条に基づき、運航委託先の乗組員を含む全従業員に対する安全管理規程及び関係法令の安全教育の計画として、教育実施予定時期・場所、教育の実施方法、教育予定内容及び教育の実施対象者を記載した文書を神戸運輸監理部に提出し、当該計画が適切であることの確認を受けたうえで、速やかに安全教育を実施すること。
3. 上記2. の安全教育の実施後、その記録を速やかに神戸運輸監理部に報告すること。

【改善措置の確認】

- 上記の命令に従い改善措置を実施していることを神戸運輸監理部において確認した。

事案3 旅客定員を超過したまま運航したことをを受けて発出した命令

【事業者概要等】

事業者名等 : 南国海運(株) (一般旅客定期航路事業)
発出年月日 : 平成29年9月14日
所管運輸局 : 九州運輸局

【法令違反概要】

平成29年7月29日、一般旅客定期航路事業「阿久根～大島航路」において、旅客船「サンシャインおおしま」(総トン数18トン)が、旅客定員50名のところを6名超過した乗客56名を搭載して運航した。(船舶安全法違反)

【原因】

船長が旅客定員を的確に把握する必要があり、旅客定員を超過していないことを確認したうえで出港すべきところを、実施していなかった。

【命令内容】

1. 経営トップ自らが、輸送の安全確保のために、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するとともに、安全管理体制の継続的改善を主導すること。
2. 船舶検査証書で定められた最大搭載人員が確実に遵守できるよう、現行の業務体制、手法等に関し、必要な見直しを実施すること。
3. 船舶安全法、安全管理規程ほか法令遵守及び安全意識の向上を図るために社員全員に指導・教育を改めて実施すること。

【改善措置の確認】

- 上記の命令に従い改善措置を実施していることを九州運輸局において確認した。

3 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項

(1) 船舶事故等の発生状況

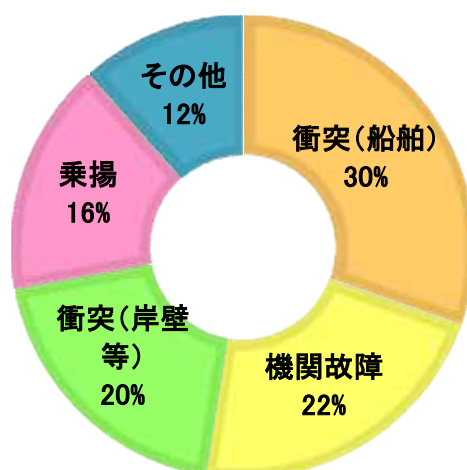
平成29年度に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者から報告された事故等の発生件数は、対前年度比26件（約15%）増の202件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）では、「衝突（船舶）」が全体の約30%を占めており、以下、「機関故障」が約22%、「衝突（岸壁等）」が約20%、「乗揚」が約16%となっています。

（件）

事故種類別	27年度	28年度	29年度	3年間の合計
衝突(船舶)	62	49	68	179
衝突(岸壁等)	38	32	45	115
乗揚	23	25	48	96
機関故障	67	43	20	130
浸水	4	2	6	12
火災	6	5	4	15
油流出	5	9	4	18
沈没	1	2	1	4
漂流	0	2	1	3
その他	4	7	5	16
合計	210	176	202	588

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



(2) 船種別発生状況

① 旅客船

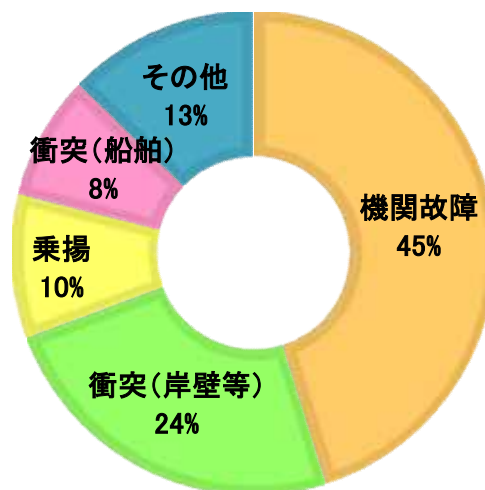
平成29年度の旅客船の事故等の発生件数は、対前年度比27件（約31%）減の59件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）をみると、「機関故障」が約45%、「衝突（岸壁等）」が約24%、「乗揚」が約10%、「衝突（船舶）」が約8%となっています。

（件）

事故種類別	27年度	28年度	29年度	3年間の合計
衝突(岸壁等)	18	16	21	55
機関故障	48	39	16	103
乗揚	4	9	9	22
衝突(船舶)	5	9	5	19
浸水	2	2	2	6
油流出	1	1	2	4
火災	3	3	2	8
漂流	0	1	1	2
沈没	0	0	0	0
その他	2	6	1	9
合計	83	86	59	228

旅客船の事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



② 貨物船

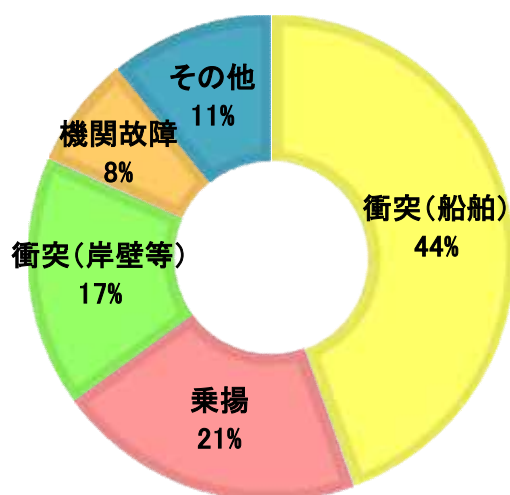
平成29年度の貨物船の事故等の発生件数は、対前年度比53件（約59%）増の143件となりました。

事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）をみると、「衝突（船舶）」が約44%、「乗揚」が約21%、「衝突（岸壁等）」が約17%、「機関故障」が約8%を占めています。

（件）

事故種類別	27年度	28年度	29年度	3年間の合計
衝突（船舶）	57	40	63	160
乗揚	19	16	39	74
衝突（岸壁等）	20	16	24	60
浸水	2	0	4	6
機関故障	19	4	4	27
火災	3	2	2	7
沈没	1	2	1	4
漂流	0	1	0	1
油流出	4	8	2	14
その他	2	1	4	7
合計	127	90	143	360

貨物船の事故等種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



(3) 主な指導内容

平成29年度、事故等を起こした事業者に対し、輸送の安全確保に関する指導に係る文書により再発防止のための指導を行いました。主な指導内容については、以下のとおりです。

① 岸壁衝突により乗客9名が負傷した事故

【事故概要】

平成29年4月28日、フェリー岸壁に衝突したことにより、乗客9名が負傷した。

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 事故の再発防止策として、乗客に対して、乗下船時における留意事項について船内放送等を徹底すること。特に下船時は、階段での待機は原則禁止として徹底させること。
- 入出港前の推進機関等機器の動作確認を徹底すること。特に入港前の確認は、故障等が発生した場合でも十分に対処できる安全地点で行うこと。また、本件のような異常を察知した場合には、アスターン動作なども加えて行うこと。
- 推進機関等機器の動作確認のための操作手順や整備について、乗組員への周知及び教育を徹底すること。
- 船員雇入契約の変更があったときは、速やかに届け出を行うこと。また、運航基準に定める海域等にあつては、船長は、甲板上において自ら船舶を指揮すること。

② 旅客船の着棧時の船体動揺により乗客2名が負傷した事故

【事故概要】

平成29年5月12日、遊覧を終え帰港中、着棧作業の際の船体動揺により乗客2名が負傷した。

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 通常の着棧方法（舷付け）をすれば起こらなかった事故であり、安全性が確保されていない状態での浮き棧橋への離着棧（船首付け）は、今後は自社の浮き棧橋といえども絶対に行わないなど、事故に至る要因を排除し、事故の未然防止を図ること。
- 船内作業員は、船内放送等により着棧時の衝撃による乗客の転倒事故等を防止するために、着席や手すりへの掴まりなど、注意喚起を確実にを行うこと。
- 事故処理基準に基づく事故等発生時の連絡・報告は速やかに且つ確実にを行うこと。
- 全社的に上記の事項を含め安全管理規程の内容を習熟し、輸送の安全の確保ができる体制の確立と、そのために必要な安全教育・訓練を行うこと。

③ 旅客船の機関長の海技免状の有効期限切れに伴う法令違反

【事故概要】

平成29年7月7日、職員による立入り点検の際に、旅客船の機関長の海技免状の有効期間が満了していることを発見した。（船舶職員及び小型船舶操縦者法違反）

【事業者に対する指導内容】

- 乗組員の法令上必要な資格等の確認の徹底を、組織として適切な管理を図ること。
- 全社的に上記の事項を含め、安全管理規程の内容を習熟し、輸送の安全の確保ができる体制の確立と、そのために必要な教育・訓練を行うこと。

④ 旅客船が遊泳者と接触し遊泳者が負傷した事故

【事故概要】

平成29年7月9日、旅客船が遊泳中の男性と接触し、遊泳中の男性が負傷した。

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 経営トップは、事故調査委員会を設置し、事故の再発防止を図るため、以下の事項について対策を実施すること。
 - ・見張りの徹底
 - ・迂回航路の検討
 - ・ツアーガイドが海域の状況を伝える等の連絡体制の確立 等
- 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップも含め全社員に対し、海上運送法、海上衝突予防法等の関係法令及び安全管理規程等の輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施すること。
- 運航管理者は、事故発生時の迅速な通報を徹底すること。

⑤ 旅客船と貨物船との接触事故

【事故概要】

平成29年12月12日、フェリーと貨物船が両船の見張り不十分により衝突した。（負傷者なし）

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 航海当直者の減少時や設定海域等、ガードリング警報の設定基準を航路毎に決定し、会社主導で乗組員へ周知徹底及びこれに関連した教育を実施すること。
- 航海当直者への海域情報の周知が不十分であったことを踏まえ、会社で把握している危険海域情報を取りまとめ、乗組員へ周知徹底すること。

- 自動操舵中に船橋当直者が船内巡視を行っているが、船内巡視要領の見直しを行い、船内巡視時の再検討及び手動操舵への変更に対する迅速な船内巡視者の当直復帰体制の策定と、それに関連した安全対策の徹底を図ること。

⑥ 旅客船が岸壁衝突し乗客2名が負傷した事故

【事故概要】

平成30年2月16日、フェリーが岸壁に衝突し、乗客2名が負傷した。

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 事故の再発防止に向けての具体的な対策の実施として、経営トップは事故調査委員会を開催し、事故の再発防止を図るため、以下の事項について対策を検討すること。
 - ・ 作業基準に、船舶の周囲について、目視で確実に安全確認が行えるよう、乗組員を適切な場所に配置した後、離岸することを明記すること。
 - ・ その他再発防止に向けて有効な対策を講じること。
- 安全管理規程等を遵守するための措置
 - ・ 離岸後着岸するまでの間、旅客が車両区域に立ち入ることを禁止する措置を確実に実施すること。
 - ・ 運航管理者は、事故発生時の迅速な通報を徹底すること。

⑦ 貨物船の見張り不十分等による他船との衝突事故

【事故概要】

平成29年4月5日、貨物船が航行中、小型底引き網漁船と衝突し、漁船の船長が死亡した。

【事故を起こした事業者に対する指導内容】

- 事故原因の究明に努め、速やかに事故再発防止対策を講じること。
- 経営トップは、「安全第一」の考え方を再認識し、輸送の安全確保のために必要な安全教育及び訓練を全乗組員に対して実施すること。
- 安全教育及び訓練の記録を作成し、保管すること。
- 事故発生の実態を知ったときには、安全管理規程の事故処理基準に基づき、遅滞なく関係官署に通報すること。